

平成24年(ネ)第1725号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 和泉市

被控訴人 金谷 博文 外3名

準備書面(2)

平成24年10月17日

大阪高等裁判所 第3民事部口ホ係 御中

被控訴人金谷博文, 同西中重喜訴訟代理人

弁護士 川崎 伸 男

弁護士 喜多 鉄 春

弁護士 宮城 卓 也

被控訴人金谷及び同西中(以下, あわせて「被控訴人金谷ら」とする。)らの主張は, これまで述べたとおりであるが, 本書面では, 平成24年8月31日付控訴人準備書面に対して反論する。

第1 控訴人準備書面第8に対する反論

- 1 控訴人は, 「道路河川課から教育委員会に対し, 横山高校グラウンドの状況や関係機関との協議状況を報告してほしい旨の申し入れをした事実はない。」と主張するが, 否認する。
- 2 被控訴人金谷らは, 平成19年8月より以前から, 道路河川課として教育委員会を再三訪れ, 市の事業として上伯太線道路整備事業を実施するに際し, 地

元関係者から工事期間中における代替グラウンドの確保について強い要望があること、道路河川課としても懸命に探しているが、適当な土地を探しあぐねている状況であることを説明し、教育委員会が所管するグラウンドの利用を求めて協議を行っている。

かように、市教育委員会は道路河川課が苦慮している状況を把握していたにもかかわらず、平成19年8月15日前後から平成20年2月22日までの間に、控訴人と大阪府との間で協議が行われていないのは、横山高校グラウンドを代替施設として利用することが困難であったからにほかならない。

第2 控訴人準備書面第9に対する反論

- 1 控訴人は、あたかも被控訴人金谷らが、意図的かつ計画的に、仮設グラウンドの整備工事を竹中土木大阪本社との請負契約の付帯工に紛れ込ませたかのごとく主張する。

しかしながら、本件仮設グラウンドの整備が決まった経緯は、本件訴状第5の第1項及び第2項記載のとおりであり、陸上自衛隊信太山駐屯地グラウンド借用の内諾を得ていたにもかかわらず、請負工事契約締結直前に断られたため、再度代替地を探し、ようやく訴外都市再生機構との間における合意を得たものである。したがって、被控訴人金谷らは、本件仮設グラウンドを整備する緊急の必要性に対応するため、やむなく、工事を先行させたにすぎないのであって、決して意図的・計画的に請負契約の付帯工に紛れ込ませたものではない。

- 2 なお、大規模土木工事においては、通常、当初の設計・積算内容から工事内容の変更が必要となる事態がしばしば発生するところ、かかる場合において、工事を一旦中断して該当部分の設計を追加し、再度積算を行った上で、変更金額について合意した後に工事を再開するとすれば、その間工事は停止することから、工期面・経費面における損失が大きい。そこで、当初契約額を大きく変更することのない範囲で追加工事としての施工を先行させ、変更契約の中で事後的に承認を得ることは、一定の合理性・必要性が認められるものであり、行

政実務としても少なからず存在する事態であることを念のため申し添える。

第3 控訴人準備書面第10に対する反論

- 1 控訴人は、控訴人準備書面第10の1において、松尾寺仮設グラウンドの整備が、まちづくり交付金による補助の対象ではないとして、被控訴人金谷らの主張が失当であるとする。

しかしながら、そもそも、まちづくり交付金事業の事業化にあたっては、国との事前協議の中で、補助対象として国が認定する部分と、市の単独費施工となる部分に分類されるのであり、事業に必要な工事全てが補助対象となるものではない。当然、上伯太線道路整備事業においても、市単独施工の工事は少なくなく、補助の対象ではないことが如何なる意味を有するのか、控訴人は指摘していない。

いずれにせよ、被控訴人金谷らの主張は、松尾寺仮設グラウンドを整備することによって、旧王子グラウンドの残地を工事ヤードとして使用し、交付金事業全体を期間内に竣工させる必要があったとするものであるから、控訴人による上記指摘は意味をなさない。

- 2 控訴人は、控訴人準備書面第10の3において、被控訴人金谷ら控訴答弁書第2の5ウにおける「松尾寺仮設グラウンド整備は、本体工事に直接関係しない附帯工事として取り扱われたものと理解することができる」との記載の趣旨を問題視するが、かかる記載は、あくまでも契約課の職員がそのように理解していた可能性を指摘しただけであり、被控訴人金谷らの認識ないし見解を述べたものではない。

また、控訴人は、契約課が原課から要請・説明されたことだけを説明するかのよう主張するが、少なくとも道路河川課では、契約課の説明原稿などを作成することはないし、工事の入札や契約事務を取り扱う課である契約課が、設計内容も確認せず議会説明しているとは考えられない。控訴人の主張は、契約課の業務に対する責任を軽視するものといわざるをえない。

3 控訴人準備書面第10の4項及び同5項については、まず、被控訴人金谷らは、地元町会や泉北水道企業団と協議を重ねる中で、松尾寺仮設グラウンドについても説明し、了解を貰っていたことを改めて指摘する。

また、被控訴人金谷らは、手続上の違法性が認められた場合において、地方公共団体の職員として何らの責任を負わない旨を主張するものではない。しかし、かかる場合において、地方公共団体の職員は道義的責任を負うのが原則であり、また、服務規律及び秩序の維持を目的とする責任の追及は、懲戒処分をもってすれば足りる。地方公共団体の職員個人が、かかる責任を超えて法的責任（具体的な損害賠償責任）を負うのは、職員が私利を図る目的を有していた場合等違法性の程度が強い場合に限られるべきである。

これまで述べたとおり、被控訴人金谷らは、一職員として事業遂行のためその責務を尽くしていたのであるから、道義的責任を超えて、松尾寺仮設グラウンドを整備したことに対する法的責任を負うものではない。

4 控訴人は、第1審において、一貫して、松尾寺仮設グラウンドを整備することを決定したこと自体が、「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」原則（地方自治法第2条14項）に反し違法であると主張している。控訴人が、現場の担当者として本件に関する種々の手続を担っていた課員を、あえて本訴における責任追及の対象から外しているのは、控訴人の主張がかかる立論に依るものであることを示している。

したがって、本件では、「最小の経費で最大の効果を」との原則に違反し裁量権の逸脱・濫用があったといえるか否か、換言すれば、得られる効用によさわしくない無駄な出えんがなされたといえるか否かが実質的な争点であるところ、本件整備工事がかような「無駄な出えん」とはいえないことは、原判決が判示するとおりである。

よって、控訴人の主張に何らの理由はない。

以上